

総務文教常任委員会

R4. 8. 18 (木)
午前10時00分～
全員協議会室

1 開 議

2 案 件

(1) 行政報告

総 務 部

- 庁舎玄関前パーゴラ等修繕について
- 亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

市長公室

- メディアプロモーション業務の展開について

生涯学習部

- 梅岩の里生誕地整備事業について
- 亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会 第1回小委員会について

教 育 部

- 学校規模適正化の取組について
- 「亀岡市デジタル文化資料館（仮称）」構築事業について
- ICT教育推進に係る取組み状況について

(2) 他都市先進地行政視察について（まとめ）

3 その他

(1) 次回の日程について

令和4年8月18日

総務文教常任委員会

【 提出資料 】

総務部

<庁舎玄関前パーゴラ等修繕>

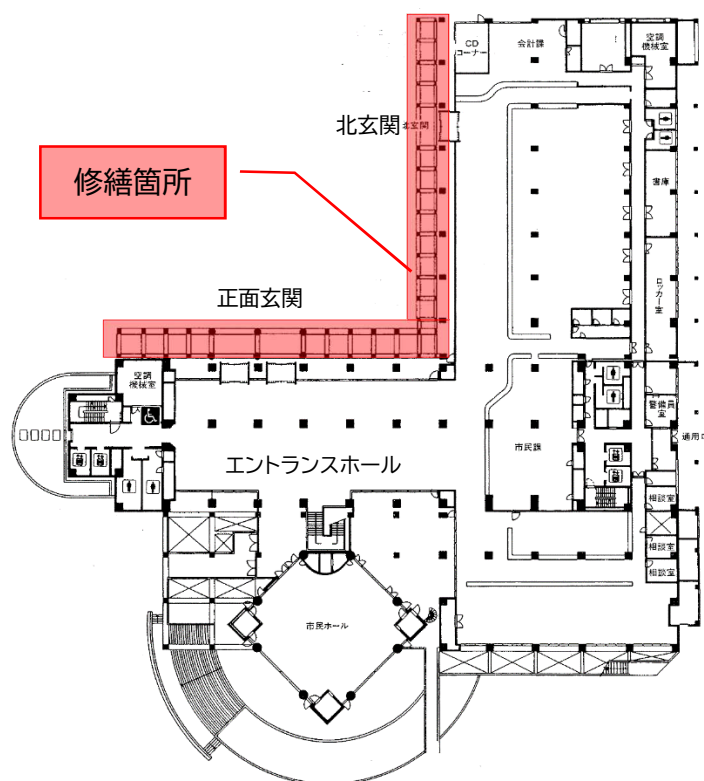
庁舎玄関前パーゴラについて、雨天時に雨漏りが激しく来庁者の通行に支障が出ていることから、パーゴラ等の修繕を実施し、庁舎の正面玄関にふさわしい環境整備に努めます。



▲庁舎正面玄関のパーゴラの状況。



▲パーゴラの天井部分（ガラスブロック）のシーリングが劣化し、雨漏りの原因になっている。



亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

1 概要

立候補者の選挙運動に係る経費負担を軽減し、誰もが立候補しやすい環境づくりを実現するために、選挙公営制度を採用しています。公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び条例の規定に基づき、一定の条件を満たした候補者(※1)に対して、限度額の範囲内で選挙運動費用の一部を公費で負担するものです。(※1 供託物没収点以上の得票を得た候補者)

本市では、議会の議員及び長の選挙について、平成6年4月に選挙運動用自動車の使用と選挙運動用ポスター作成の公営制度を定めています。

その後、公職選挙法の改正により、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、平成19年3月に市の長の選挙、平成31年3月に市の議会の議員の選挙において、選挙運動用ビラの頒布について、その作成を公費負担とすることが可能となったことを受け、本市においても、今後執行する同選挙においてビラの作成についての選挙公営制度を条例に追加することとします。

2 改正の内容

①選挙運動用ビラの頒布・作成【新規】

a.頒布枚数等

- | | |
|-----------------------|------------|
| (市議)選挙管理委員会に届け出た2種類以内 | 4,000枚 |
| (市長) | // 16,000枚 |
- ・単価(ビラ1枚当たり)の上限 7円73銭

b.規格 長さ29.7cm、幅21cm(A4判)以内

c.記載内容等

- ・表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所(印刷者が法人であるときは法人名とその所在地)
- ・選挙管理委員会の交付する証紙を貼付
- ・ビラの記載内容、色刷りや紙質に特に制限はないが、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できない。

d.頒布方法

新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場又は街頭演説の場所

e.頒布期間 選挙運動期間中(告示日から投票日前日まで)

(裏面有)

②選挙運動用自動車の使用にかかる単価の改正

区分		単位	現行(A)	改正後(B)	増減(B)-(A)
1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)		1日	64,500 円	64,500 円	改正無し
2 一般運送契約以外の契約 (レンタル方式)			35,860 円	36,300 円	440 円
内訳	自動車借入		15,800 円	16,100 円	300 円
	燃料代		7,560 円	7,700 円	140 円
	運転手の雇用	12,500 円	12,500 円	改正無し	

◇限度額 1の場合: 64,500 円/日 × 7日 = 451,500 円

2の場合: 36,300円/日 × 7日 = 254,100円

③選挙運動用ポスターの作成にかかる単価等の改正

区分	現行(A)	改正後(B)	増減(B)-(A)
印刷費単価	525 円 6 銭	541 円 31 銭	16 円 25 銭
企画費	310,500 円	316,250 円	5,750 円

◇枚数の上限 ポスター掲示場数

単価の限度額 (541 円 31 銭×ポスター掲示場数+316,250 円)÷ポスター掲示場数

※ポスター掲示場数を296カ所とすると・・・

枚数の上限:296枚

単価の限度額:(541.31×296+316,250)÷296≒1,610円

令和4年8月

総務文教常任委員会

【市長公室】

資料

(メディアプロモーション業務の展開について)

メディアプロモーション業務の展開について

令和4年8月
広報プロモーション課

■基本的な考え方

自治体の広報展開は、これまで取材を受ける形で行っていたものから、情報媒体を選び、媒体の特性に合わせた内容を戦略的に発信していく形に変わりつつあります。その対象もより広範囲なものとなり、質の高いシティプロモーションを進めていくことが重要です。



メディアプロモーションの必要性

昨今、Web や紙、広告等さまざまな媒体で情報発信を行う中で、能動的にメディアを使ってプロモーションを展開



複数媒体を使った相乗効果、メディアによる PR 効果の拡大

■メディアプロモーションの展開

「地域コンテンツのデザインと発信による地域創生に関する包括連携協定」を締結する朝日放送グループホールディングスのグループ会社である朝日放送テレビの複数番組で、本市を題材にする形で実施します。

- ・露出回数が増え、単発番組では得られない相乗的、戦略的な情報展開が可能
- ・単発で番組を制作するより安価であり、有利な条件で放送枠の確保が可能

■メディアプロモーションで発信する内容

本市が取り組む施策の意義や、亀岡市の魅力をテレビ番組で広めることで認知度を向上させ、ふるさと納税寄付の促進、交流人口、関係人口の増加などの行動につなげます。

- ▶帯放送枠や特番枠、10月から3月にかけて放送、TVer や YouTube でも配信

■効果測定

本市としてメディアプロモーションは初の試みであるため、得られたデータを今後
に活用するために効果測定を行います。

■必要経費

メディアプロモーション経費	9,500,000円
メディアプロモーション事業効果測定業務	1,100,000円
合計	10,600,000円

※9月補正予算で要求

[梅岩の里生誕地整備事業について]

令和3年度 事業報告

○梅岩の里生誕地整備実行委員会

・第1回実行委員会 令和3年8月10日

- (1) 令和2年度事業報告について
- (2) 令和2年度決算について
- (3) 令和3年度事業計画(案)について
- (4) 令和3年度予算(案)について
- (5) その他

・第1回建設委員会 令和3年10月22日

- (1) 梅岩の里生誕地整備事業設計業務に係る協議
- (2) その他

○梅岩の里生誕地整備事業

・梅岩の里生誕地整備事業実施設計業務委託

実施設計図書作成、工事費積算等 契約額 10,547,900 円

・梅岩の里生誕地整備に係る森林整備業務委託

事業に係る景観整備、日照の確保のため、事業に隣接する森林を間伐

契約額 1,832,160 円

間伐材を市場で売却し、実行委員会に納付 143,031 円

・梅岩の里生誕地整備事業に係る植栽移植業務委託

造成工事に備え、事業用地の植栽を仮移植

契約額 1,500,000 円

○令和3年度 梅岩の里生誕地整備事業に係るふるさと納税額（確定値）

（単位：円）

	WEB（返礼品あり）		郵便振替（返礼品なし）		企業版ふるさと納税		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	26	536,000	1	10,000	0	0	27	546,000
5月	22	484,000	1	10,000	0	0	23	494,000
6月	23	417,000	1	10,000	0	0	24	427,000
7月	29	477,000	0	0	0	0	29	477,000
8月	29	1,872,000	0	0	0	0	29	1,872,000
9月	62	2,457,000	0	0	0	0	62	2,457,000
10月	83	3,512,000	2	100,000	0	0	85	3,612,000
11月	556	17,572,000	2	30,000	0	0	558	17,602,000
12月	1,273	38,556,000	3	50,000	0	0	1,276	38,606,000
1月	29	584,000	0	0	1	3,000,000	30	3,584,000
2月	22	361,000	0	0	1	1,000,000	23	1,361,000
3月	35	752,000	0	0	0	0	35	752,000
合計	2,189	67,580,000	10	210,000	2	4,000,000	2,201	71,790,000

※参考

平成30年度 167件 8,380,000円



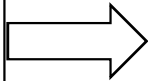
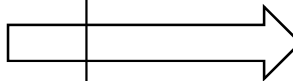
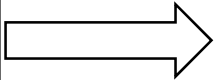
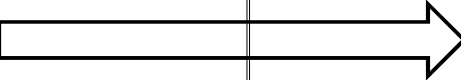
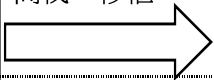



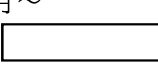
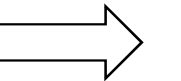
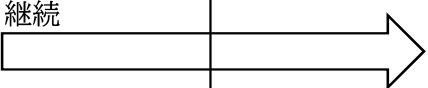
令和元年度 1,565件 68,959,000円

令和2年度 2,381件 74,909,000円

平成30年度からの合計（企業版 2件 4,000,000円含む）

6,314件 224,038,000円

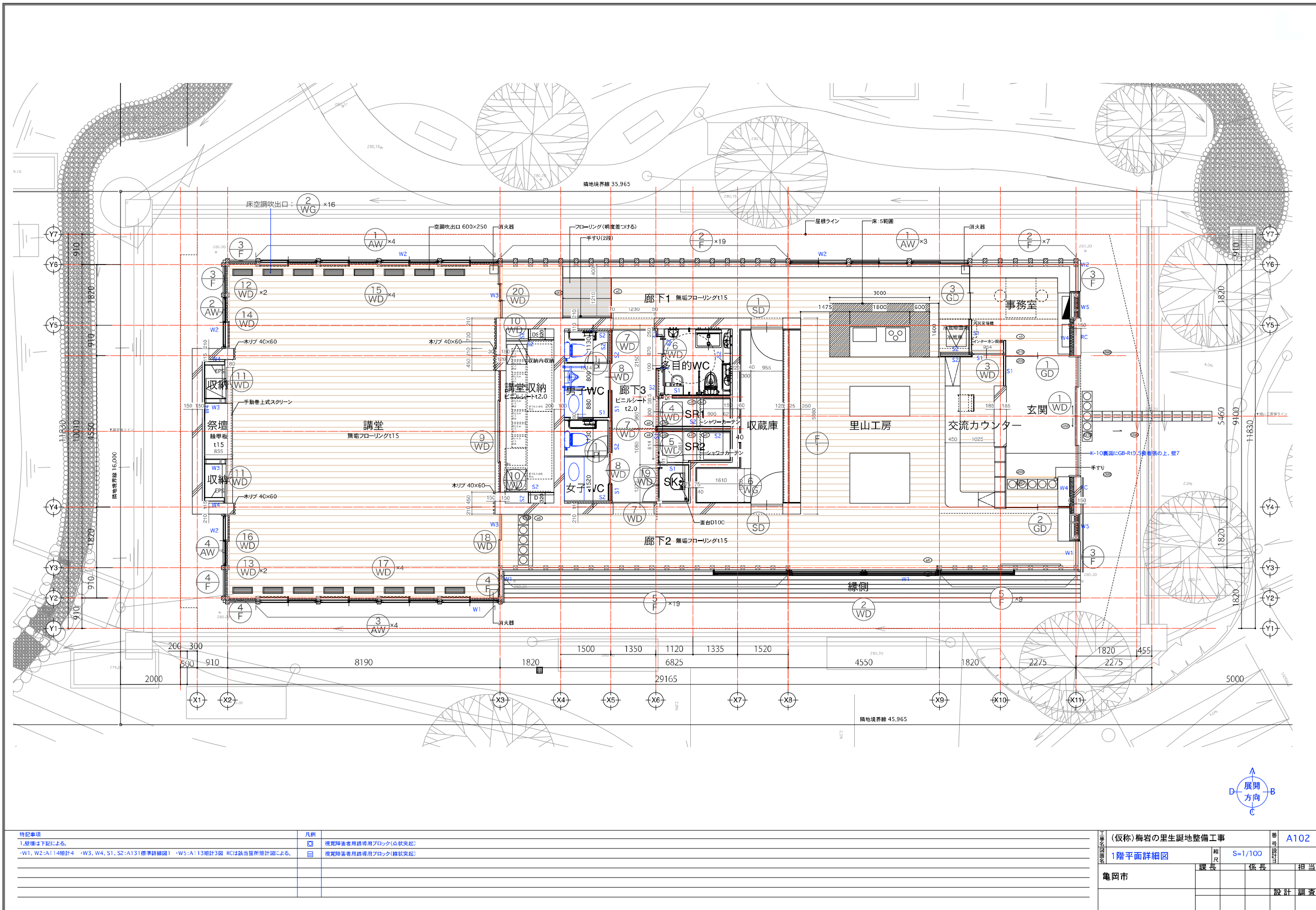
梅岩の里生誕地整備事業スケジュール

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実行委員会 設置・運営	3月 							
プロポーザル 及び基本計画								
基本設計								
実施設計								
運営・活用に 係る協議等								
整備工事					間伐・移植 	既存記念館の撤去 	建設工事等 	
ふるさと納税 募集		6月～ 						
ふるさと納税 寄附金額		8,380,000 円	68,959,000 円	74,909,000 円	71,790,000 円	想定 75,000,000 円	継続 	
基金取崩額		0 円	7,385,730 円	9,838,757 円	13,809,193 円	想定 1,273,000 円	想定 268,000,000 円	
基金残額		8,380,000 円	69,953,270 円	135,023,513 円	193,004,320 円	想定 266,731,320 円		

計画平面図

S=1:300 (A3)



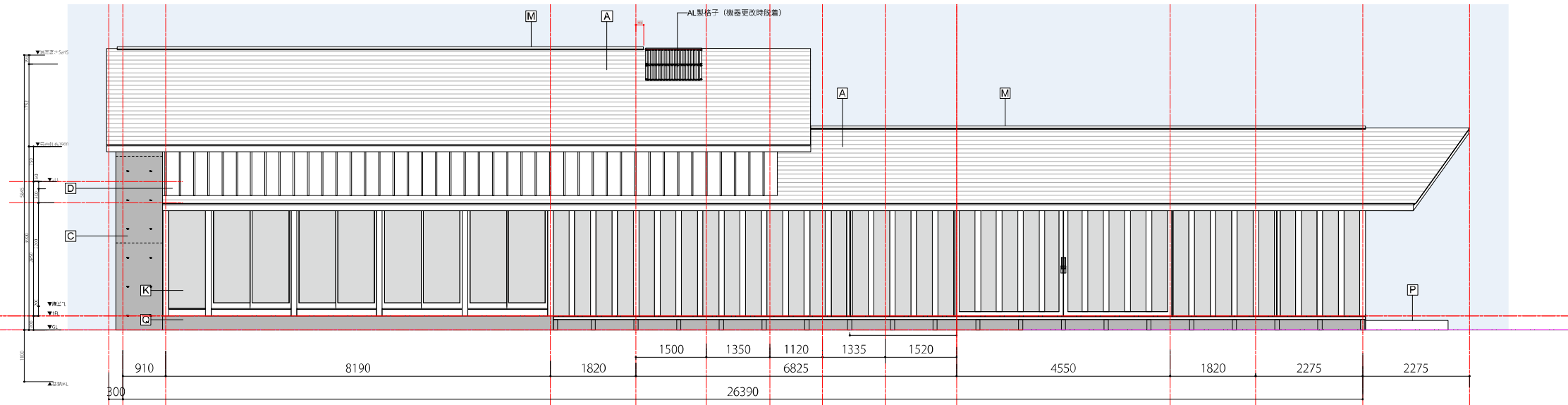


特記事項	
1. 壁種は下記による。	
-W1, W2:A114相計4 -W3, W4, S1, S2:A131標準詳細図1 -W5:A113相計3図 RCは該当箇所相計図による。	

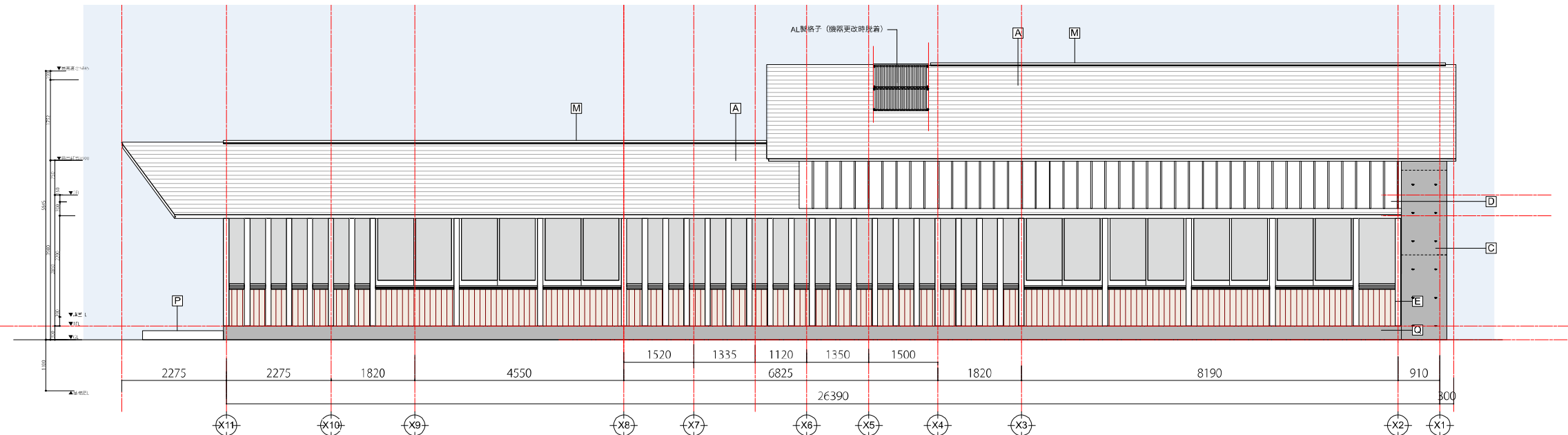
凡例	
	視覚障害者用誘導用ブロック(点状突起)
	視覚障害者用誘導用ブロック(線状突起)

（仮称）梅岩の里生誕地整備工事		番	A102
1階平面詳細図		縮尺	S=1/100
亀岡市	課長	係長	担当
			設計 調査

A	屋根：1	カラーガルバリウム鋼板t0.4平置-発泡ポリエチレンシートt4-アスファルトルーフィング-構造用合板 ² -木下地
B	屋根：2	外断熱アスファルト防水の上、保護コンクリートt80（丸鋼6Φメッシュ 伸縮目地@3000）
C	外壁：1	化粧コンクリート打放 撥水材塗布
D	外壁：2	杉板t15組じゃくり加工幅120縦張-通気下地-透湿防水シート-木下地（断熱材t50充填）
E	外壁：3	杉板t15組じゃくり加工幅120縦張-通気下地-断熱材t50-RC下地
G	外壁：5	窯業系サイディングt15-通気下地50×50@455-断熱材t50-RC下地
H	軒裏：1	杉板t10組じゃくり加工幅120-木下地
I	軒裏：2	クイ酸カルシウム板t10 NAD塗-遮し目地-木下地
K	開口部	アルミサッシュ、木製玄関ドア、ガラスFX窓（共にガラスはFL+A+Low-e）
M	換気棟	既製品 連続取付の上、屋根材にて被覆する。
O	換気部材	壁下端：防虫通気材 BT21K(フクビ) 同等 軒天：軒換気金物FV-N12F-L27 (JOTO) 同等
P	土間	ポーチ：玄倉石張、犬走り：RCハケ目引仕上、化粧目地
Q	基礎	RC打放しモルタル補修



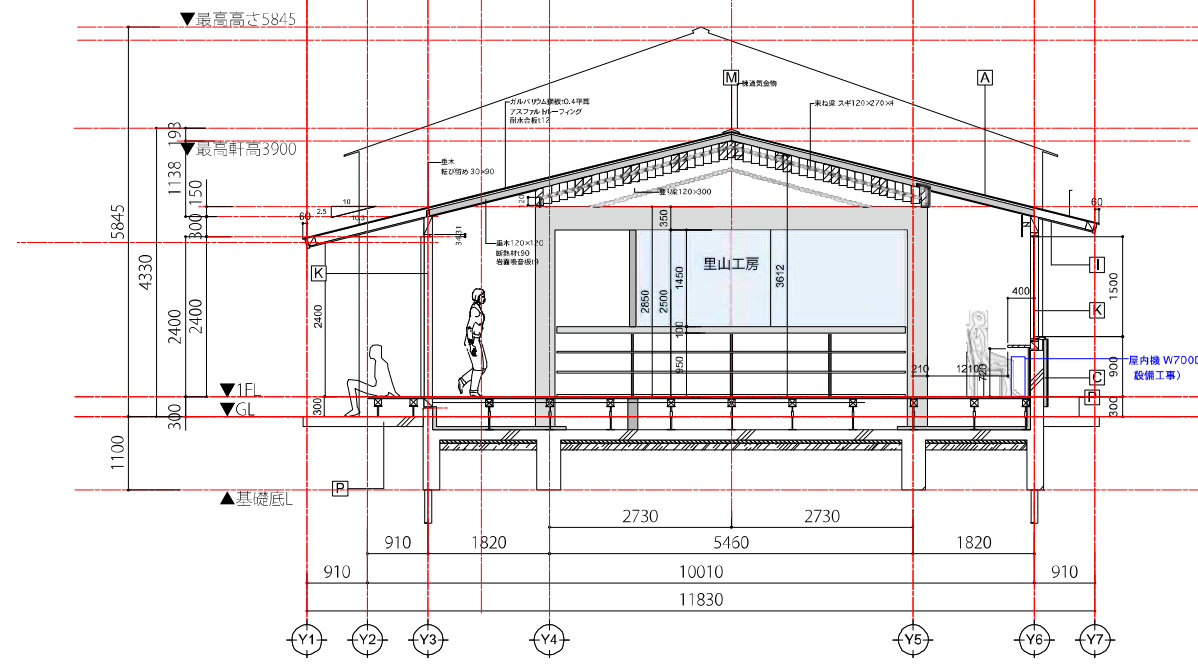
東立面図 (府道側)



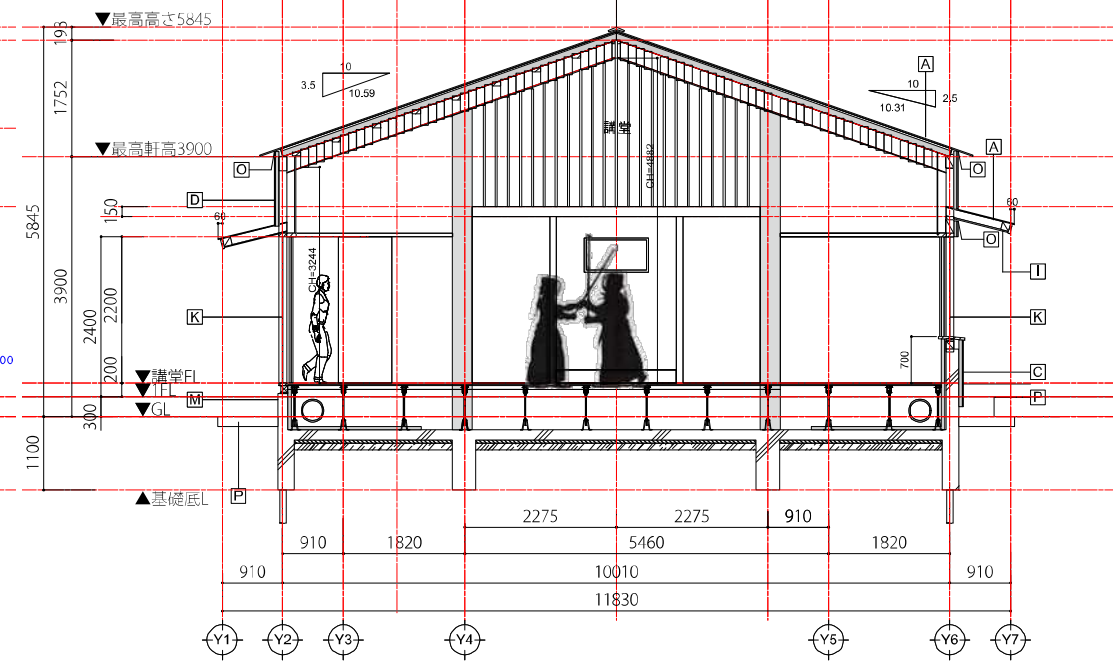
西立面図 (山側)

仮称) 梅岩の里生誕地整備工事		番号	A105
立面図1	縮尺	S=1/100	設計
亀岡市	課長	係長	担当
			設計 調査

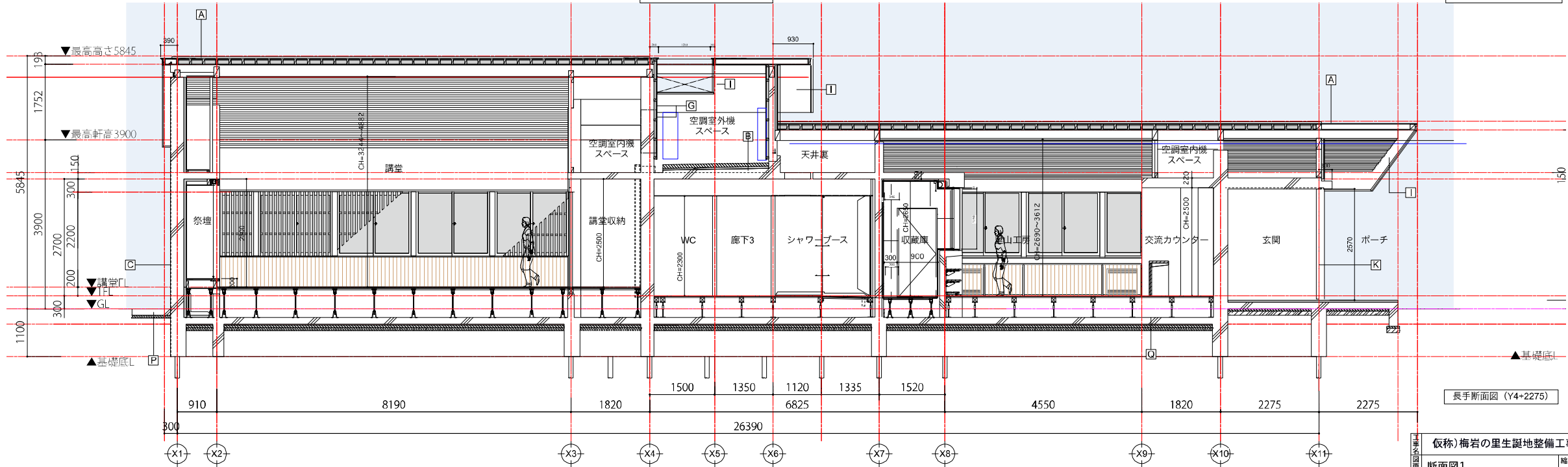
A	屋根: 1	カラーガルバリウム鋼板t0.4平置-発泡ポリエチレンシートt4-アスファルトルーフィング-構造用合板 ² -木下地
B	屋根: 2	外断熱アスファルト防水の上、保護コンクリートt80 (丸鋼6Φメッシュ 伸縮目地@3000)
C	外壁: 1	化粧コンクリート打放 撥水材塗布
D	外壁: 2	杉板t15組じゃくり加工廻き幅120縦張-通気下地-透湿防水シート-木下地 (断熱材t50充填)
E	外壁: 3	杉板t15組じゃくり加工廻き幅120縦張-通気下地-断熱材t50-RC下地
G	外壁: 5	窯業系サイディングt15-通気下地50×50@455-断熱材t50-RC下地
H	軒裏: 1	杉板t10組じゃくり加工廻き幅120-木下地
I	軒裏: 2	ケイ酸カルシウム板t10 NAD塗-透し目地-木下地
K	開口部	アルミサッシュ、木製玄関ドア、ガラスFIX窓 (共にガラスはFL+A+Low-e)
M	換気棟	既製品 連続取付の上、屋根共材にて設置する。
O	換気部材	煙下端: 防虫通気材 BT21K(ワケビ) 同等 軒天: 軒換気金物FV-N12F-L27 (JOTO) 同等
P	土間	ポーチ: 玄倉石張、犬走り: RCハケ目引仕上、化粧目地
Q	基礎	RC打放しモルタル補修



里山工房断面図 (X8+2000)



講堂断面図 (X2+4000)



長手断面図 (Y4+2275)

仮称) 梅岩の里生誕地整備工事		番	A107
断面図1	縮尺 S=1/100	設計	
亀岡市	課長	係長	担当
			設計 調査

亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会 第1回小委員会（文化ホール） 要旨

日 時：令和4年7月28日（木） 午前9時30分～11時30分

場 所：亀岡市文化資料館3階 会議室

出席者：松井利夫委員・河原林茂美委員・栗山初美委員・藤本邦雄委員・蔭山陽太委員・
松井哲哉委員

欠席者：なし

委員意見等一覧

（1）施設の事例紹介

（松井哲委員）

①長岡リリックホール（新潟県長岡市）

- ・音楽ホールと劇場シアター、2つの専門性の高いホールが一つの建物に設置されている。
- ・公益財団法人長岡市芸術文化振興財団が施設管理運営を行っている。
- ・規模は、コンサートホールで700席、シアター劇場は450席。
- ・大きさ性能が異なるスタジオが10室あり、市民からの声を反映させた設備等になっている。
- ・2階部分のホワイエは、イベントがないときは、自由に使える空間になっている。
- ・文化ホールの建替を検討する際に、公共ホールという視点から、興行用ではなく、市民も使いやすい規模の施設となっている。
- ・多目的というよりも専門性を追求した施設となっている。
- ・稼働率は、ホール7割、スタジオは9割以上となっている。
- ・リリックホール、コンベンション施設、近代美術館の3施設が公園内にあるので、ギャラリーのような複合機能を有しているが専門性の高さを見るとギャラリーとは違った施設である。

②八ヶ岳高原音楽堂（長野県南佐久郡）

- ・民間のホールであり、木で作られたホールならではの耳に心地よい柔らかかで自然な響きを届けられるホールとなっている。
- ・株式会社八ヶ岳高原ロッジが管理運営を行っており、音楽堂以外に別荘地やホテルの事業を行っているので、宿泊も可能な一体的な施設運営を行っている。
- ・規模は、六角形の木でできたホールで、座席数は250席。
- ・田舎の自然の中にあることが強みで、有名な音楽家も使用している実績がある。

（蔭山委員）

①シアターE9 キョウト（京都市南区）

- ・民間のホールで京都駅から歩いて約15分に立地している
- ・規模は小劇場が90席。
- ・京都市内の小劇場がオーナーの高齢化や施設の老朽化で一斉になくなったことがきっかけで、建設された。
- ・工場をリノベーションして劇場を作られており、費用は約2億円。
- ・資金は、寄付やクラウドファンディング、融資を受けることで調達した。

②城崎国際アートセンター（兵庫県豊岡市）

- ・温泉地にあった旧城崎大会議館をリニューアルして建設された施設。
- ・規模は、ホールで座席数は500席。演劇、ダンスなどで使える6つのスタジオを有している。
- ・特徴として、滞在機能を有した施設を備えており、アーティストに宿泊してもらい、作品の滞在制作をされているところである。
- ・滞在制作では、世界中から多くのアーティストを招いており、滞在中の作品制作のプロセスを市民に公開しているところも大きな特徴である。

(2) 意見交換内容

- ・ 少子高齢化、人口減少の課題を抱える中で、次世代に負担のかかることはすべきでない。
 - ・ その一方で、高齢者がいくつになっても活動できる施設や子どもたちがふるさとを誇りに思える文化活動の拠点は必要である。
 - ・ 短期間で考えるのではなく、長期間しっかり協議をして方向性を定めることが必要。
 - ・ 文化ホール、文化資料館の両方の機能がある総合施設がいいのではないか。
 - ・ 新しく施設を建設するよりも、既存のものをリノベーションするなどして活用した方がいいという意見も聞いている。
-
- ・ 亀岡市内の文化活動団体のことを考えると専門的な施設より複合型の施設がよい。
 - ・ 文化活動を行う団体が練習や発表する場がないので、早急に施設を作ってほしい。
 - ・ 専門的な音楽や舞台は、京都市内のできるので、そちらを活用すればいいと思う。
 - ・ 規模は亀岡市の人口減少のことを考えながら亀岡にふさわしい規模を検討する必要がある。
-
- ・ アートを仕事にしようと思う学生が京都市内ではお金がかかりすぎるので、亀岡に移住する人も実際にいる。彼らは、自分で仕事を作るので、会社や企業ではなく、ホールで行われるコンサートや演劇を鑑賞できる場所を求めている。
 - ・ 京都市内にある大きな規模は必要ないが亀岡市にも小さな規模のホールを作れば見に来る方は必ずいる。
 - ・ 亀岡で音楽を聞いたり学ぶ体験ができると、将来それに影響を受けた人材が育つ。どのような施設を作るのかという話は、亀岡をどのようなまちにしていくかという議論と同じ。
-
- ・ 旧亀岡会館のような総合会館よりも専門性に特化した施設が必要だと思う。
 - ・ 亀岡市には、歴史的な文化が点在しているので、そういう場所に文化施設ができるのもいいことだと感じた。かめおか霧の芸術祭と連携した事業を進めることができるといいと思う。
 - ・ 大きなホールは使用料が高いので市民団体が使うのは、難しいと感じた。
 - ・ 本格的な音楽や舞台を子どもたちに見せることは非常に大切だと、5月にあったユース・ミーティングを傍聴して感じた。
-
- ・ 施設は建設時だけでなく、その後の運営に多大な資金が必要なのでその視点を持って検討する必要がある。特に専門的なホールでは、専門職を雇う必要があるので、その分人件費もかかってしまう。建設、運営以外にも、修繕や改修費用が多額にかかることも理解しておく必要がある。
 - ・ 使われなくなったホールを多く見てきて思うのは、公共ホールにおいて、行政で10年、20年スパンで計画運営していくことは限界があるので、そこに住む市民が主体となって次世代にも続いていく施設を作ることが大切であると思っている。
 - ・ 文化芸術を受け入れるまちを育てることが大切である。
-
- ・ 公共のホールはコンセプトを持って施設を作らないといけない
 - ・ 民間の施設はその場限りでも良いが、行政が設置する施設は、最終的にまちがどうなっていくべきなのか、新しい文化施設がどのようにまちに貢献できるのかというビジョンを持つことが重要である。

亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会

第1回 小委員会(文化ホール)

次 第

日時:令和4年7月28日(木)

9:30~11:30

場所:文化資料館3階会議室

1.開 会

2.あ い さ つ

3.委 員 紹 介

4.委 員 長 選 出

5.意 見 交 換

(1)小委員会(文化ホール)について(資料1, 2)

(2)亀岡市における文化ホールの現状等について(資料3, 4)

(3)文化ホールの機能、規模、立地等についての意見交換

6.そ の 他

7.閉 会

「亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会」小委員会名簿

○文化ホール委員会

No.	氏名	団体等	備考
1	松井 利夫	京都芸術大学 芸術学部 教授	懇話会委員
2	河原林 茂美	亀岡市吹奏楽団	懇話会委員
3	栗山 初美	亀岡文化交流協会	懇話会委員
4	藤本 邦雄	一般公募	懇話会委員
5	蔭山 陽太	京都芸術大学 准教授 THEATRE E9 KYOTO 支配人	アドバイザー
6	松井 哲哉	京都建築大学校 講師	アドバイザー

○文化資料館委員会

No.	氏名	選出団体等	備考
1	中西 裕樹	京都先端科学大学 特任准教授	懇話会委員
2	加藤 美智恵	亀岡市文化資料館友の会 顧問	懇話会委員
3	野原 通夫	亀岡祭山鉾連合会 会長	懇話会委員
4	大矢 寛恵	一般公募	懇話会委員
5	安藤 眞吾	京都美術工芸大学 副学長	アドバイザー
6	清水 重敦	京都工芸繊維大学 教授	アドバイザー
7	鵜飼 均	亀岡市文化資料館 学芸専門官	アドバイザー

亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱

令和3年4月1日

告示第 59 号

改正 令和4年3月24日告示第26号

改正 令和4年6月27日告示第141号

(設置)

第1条 亀岡市内における文化施設のあり方と今後の方向性について、幅広い観点から意見交換を行うことを目的として、亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 文化施設の機能、規模及び立地等に関すること。
- (2) 文化施設の課題及びその対策に関すること。
- (3) その他文化施設のあり方に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市民の代表
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、懇話会の解散の日までとする。

(アドバイザー)

第4条 第3条に規定する委員のほか、懇話会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、懇話会の所掌事項について専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 アドバイザーは、専門的な見地から懇話会の所掌事項に関する助言又は指

導を行うものとする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第7条 座長が必要と認めるときは、懇話会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属する委員は、座長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は、小委員会に属する委員の中から互選によって定める。

(解散)

第8条 懇話会は、市長が所期の目的を達成したと認める場合に解散する。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、生涯学習部文化国際課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

文化施設に係る提言書

令和3年12月

亀岡市における文化施設の
あり方を考える懇話会

《 目 次 》

1. はじめに
2. 文化施設の現状と課題について
3. 文化資料館について
4. 文化ホールについて
5. 文化施設整備を取り巻く諸問題について
6. 今後の方向性に係る提言

【参考資料】

- ・ 提言までの経過
- ・ 設置要綱
- ・ 委員名簿

1. はじめに

(亀岡のまちに息づく文化)

亀岡は、周囲を囲む山々や豊潤な水脈などの自然環境に恵まれ古くから人々が暮らしてきました。奈良時代には丹波国府となり、国分寺等も設置され、丹波国の中心地として栄え、政治と文化の中心地が隣接の”京”に移ってからは、陸運や舟運などの交通の要衝地としてさらに発展し、文化の面でも京都の影響を受けながら、交流を重ね、亀岡地域の生産性が都を支えてきました。

このような地理的条件や歴史を背景に、各地域において祭りや伝統芸能などの文化の花が開く中で、円山応挙や出口王仁三郎などの時代を代表する芸術家や多彩な芸術が育まれてきました。また、変化に富んだ自然に触発されながら、長い歴史の流れを辿る中で、まちやそこで営まれる人々の生活にも文化が息づき、地域に根ざした芸能や文化が脈々と受け継がれています。

(文化を振興する取組)

市行政においても、まちづくりに文化の力を活かすべく、市民一人ひとりが生涯にわたり学び続け、自己を高めることで、生きる喜びと明るく豊かなまちに住む喜びの持てる亀岡を目指し、昭和63年に関西で初めて「生涯学習都市」を宣言するとともに、文化芸術活動への支援や祭りなどの伝統芸能の継承、市史の編纂などに取り組まれてきました。

また、亀岡の特徴的な自然現象でありながら、どちらかというあまり良いイメージを持たれていなかった霧を地域固有の魅力としてとらえた市民主体の芸術運動「かめおか霧の芸術祭」を中心として、環境や経済など地域の様々な課題を克服するために、あらゆる分野の団体と行政が活動を連携しながら、芸術の創造性を活かした魅力あるまちづくりが進められているところです。

(文化を起点とする持続可能なまちづくり)

亀岡市では、進学や就職を契機に若年層が市外へと流出し、また、日本全体と軌を同じくして出生率の低下に伴う人口減少が進展する中、次世代を担う子どもたちが地域の文化に触れ、体験や学びを通して感性豊かに育ち、自らが成

長してきた故郷に誇りや魅力を感じることができるよう環境を整備することが重要です。

今後も、亀岡の豊かな地域資源や歴史、文化の保存に努められるとともに、これらを新たに生み出し継承する人材を育成することで、子どもたちや子育て世代、高齢者等のあらゆる世代が一緒になって生きることの喜びを享受できる、持続可能なまちづくりを進める必要があります。

2. 文化施設の現状と課題について

(文化資料館の現状と課題)

亀岡の貴重な文化財や歴史を後世に伝えるための資料の保存や展示を行うとともに、広く住民に調査研究や学習の機会を提供することを目的とする亀岡市文化資料館は、亀岡市立女子技芸専門学校として昭和49年に建設された建物を改修した施設です。現在では、大型資料を展示する場合に天井高が低いことや収蔵スペースの不足などの課題を抱えており、施設の老朽化も激しく、建築当時の耐震基準では文化財や来館者を守れないという不安もあります。

また、子どもたちが学校教育で文化資料館を訪れることは、市民の歴史・文化への関心を育てることになりますが、広い屋内空間や大型車が駐車できる駐車場がないため、一度に多くの児童や生徒が訪れることができません。

併せて、収蔵スペースの不足を補完するため亀岡市文化資料館から離れた場所に設けている収蔵庫は、他の目的で建設された施設の転用やプレハブの建物も使用しており、寄贈や発掘調査で増え続ける資料で満杯状態となっているなど、保管状況にも問題があり、整備の緊急性が高い設備です。

亀岡市文化資料館における前述の課題を解消するため、第4次亀岡市総合計画の前期基本計画を受けて、亀岡市の文化財保護及び歴史・文化に関する情報の拠点として、適正な規模・機能・人員配置を考慮した新資料館を新築する必要があるとする「亀岡市新資料館構想」（以下、「新資料館構想」という。）が、平成28年3月に亀岡市新資料館構想策定委員会においてまとめられています。その後、この新資料館構想に基づく基本計画の策定が同総合計画の後期基本計画

の目標に掲げられましたが、現時点においては策定に至っていません。

（文化ホールの現状と課題）

文化ホールは、世代を超えた人々が一緒になって日々の文化活動の成果を発表したり、演劇や音楽を鑑賞することで感動を覚えることができる場としての役割を持っています。本市の公共ホールとして昭和45年の建設以来、文化イベントや文化活動の発表の場として、長年、親しまれてきた旧亀岡会館は、老朽化や耐震性の問題から平成27年の休館を経て、令和元年に除却が完了しています。

ホール機能を持つ公共施設としては、ガレリアかめおかのコンベンションホールや響ホール、亀岡市総合福祉センターのコミュニティホールなどが存在するものの、発表会等の開催にあたり音響や照明等の性能が十分ではなく、緞帳の設置された舞台が無いなどの声が利用者から聞かれるところです。

そのような中、亀岡市内で演奏や舞踊、絵画など、様々な文化活動に取り組む人々で結成されました「亀岡市に新文化施設を要望する会」が、SNSでの広報活動や署名活動などを実施されるとともに、平成30年から毎年、亀岡市長に対し、総合文化施設の新設を要望されています。

（「文化施設のあり方を考える懇話会」による議論）

以上のような状況を踏まえ、亀岡市により文化施設のあり方に関して意見交換を行う組織として、令和3年5月に12人の委員からなる「亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会」が設置されました。

当懇話会では、令和3年5月から11月にかけて計4回の会議を開催する中で、亀岡市の各施設の状況をはじめ、公共施設等総合管理計画や財政状況、また、事務局が行ったSNSを利用したアンケートの結果も参考に、活発に議論を重ねてきました。

3. 文化資料館について

(文化資料館をめぐる意見)

前述の新資料館構想においては、屋外で体験学習ができる十分な面積と、収蔵庫は今後も増える文化財を十分に収蔵できるだけの余裕が必要であることや、専門的なスペースのほかに市民との共有・交流の場を備えることなどが掲げられています。

委員からは、新資料館構想は5年以上前にまとめられたものであり、人口減少の進展や新型コロナウイルス感染症の蔓延など、状況に大きな変化があるので、同構想をベースに整備を進めることに異論があったところです。一方、「文化財を守り伝えていく」という資料館の核心になる部分は変わらないと思うので、2年間かけて作り上げた同構想は、部分的に見直す必要はあっても、基本的に尊重した整備が進められるべきとの意見も出されました。

また、新資料館構想では収蔵庫や保管室の具体的な面積についても言及がありますが、委員からは、今後も無住寺の仏像など収蔵品が増え続けると予想されるため、十分な面積を確保する必要があるとの意見がある一方で、展示スペースについては、適正な規模にすることも考えられるとの意見も出されました。

(文化資料館の仕様や機能)

施設そのものについては、歴史的資料の展示や保管の条件から特別な仕様が必要であるため単館での整備が望ましく、費用や集客の面から優位性のある複合施設として整備する場合においても、専用の設備や区画が必要との意見があったほか、SNSを利用したアンケートの意見の中にもあったように、カフェやギャラリーなどの機能を備えた市民の憩いや触れ合いの場とするべきとの意見もありました。

また、亀岡祭の山鉦の実物を設置して、お囃子などの体験で多くの人が実際に山鉦に触れることができるような、亀岡の観光PRにつながる発信力のある施設を目指す提案もありました。

4. 文化ホールについて

(文化ホールをめぐる意見)

委員からは、前述の課題を解消するために、市内に音響設備が整った舞台の整備や、舞台裏・舞台袖等における十分なスペースの確保、緞帳の設置、ゆったりした客席などといった設備を充実させるべきだとの意見がありました。ただし、その方法については、新たな文化ホールの新設以外にも、ギャラリーかめおかの敷地内に増設することや、コンベンションホールや響ホールの改修も検討するべきであるとの意見が出されました。

(文化ホールの規模等)

規模については、旧亀岡会館は800席程度であったものの、今後も人口減少が続くことが予想される中で、建設時に発行するであろう市債の償還が長期にわたり続くことを考慮すると、新たに文化ホールを整備する場合は400席から500席にとどめ、高性能な音響設備や照明設備等の設置を優先する方が良いとする意見があった一方、以前から市内で文化活動の発表をしてきた委員からは、従来からの活動を維持できる規模が必要という意見もありました。

また、子育て中の人々が他の観客に気を遣うことなく、子どもを遊ばせつつ文化鑑賞ができるようにするなど、子どもたちから高齢者までのあらゆる世代が集って、芸術を楽しむことができる施設であることが望ましいという意見も出されています。

5. 文化施設整備を取り巻く諸問題について

(人口減少と施設整備)

当懇話会においては、今後のまちづくりにおいて文化的な観点が重要であることは認めるところであり、資料館やホールといった文化活動の拠点となる施設についても、整備するべき、在った方が良いとの意見が多く出されたところであります。

しかし、亀岡市の人口は、平成28年4月には約90,700人であったものが令和3年4月には約87,700人と5年間で約3,000人も減少しており、今後においても更に加速度的に人口が減少するとしている推計もあることから、利用者の減少に加え、税収の増加が見込めない中において、新たな施設（いわゆる「箱物施設」）を整備するとなった場合、建設費や維持管理費により市民の負担が増加することが予測されます。よって、その整備にあたっては、将来世代に過大な負担を残さないよう、適正な規模や手法を検討する必要があります。

（既存施設の有効活用）

その手法として委員から、財政負担を考慮して新たな土地を購入せずすむように、ギャラリーかめおかや閉校予定の学校施設など、既存公共施設の有効活用も検討すべきとの意見があったほか、大人数を一か所に集めることのできる施設のみを視野に入れるのではなく、亀岡市が保有する数か所の公共施設を改修することで、それぞれの施設は小規模であっても、全ての施設の収容人数を合わせると、大人数の集客が可能となるような整備方法についても提案がありました。

（アンケート結果からみた市民の意見）

また、事務局が実施したSNSを利用した市民アンケートの結果を見ると全体的に文化施設の必要性についての関心が低く、直ちに整備すべしとの声は少数であり、この結果からみた市民の意向を踏まえるべきとの意見がありました。

6. 今後の方向性に係る提言

（文化を育む場の必要性）

「2. 文化施設の現状と課題について」でも触れたように、文化活動の場となる市内の公共施設が利用者にとって十分満足いく状態でないことをふまえ、将来世代に過大な財政負担を残さないことを前提に、持続可能で堅実な行政運営に一層の努力をしつつ、文化を育む場づくりを施設の整備に留まらず、企画や運

用面からも推進されることを提言いたします。

この取組は、進みつつある少子化・高齢化社会の中で、人口が少なくなっても子どもたちの心と感性が豊かに育ち、高齢者が生き甲斐を持って元気に暮らす、文化の風土が豊かなまちとして亀岡市が発展する方向性をも見据えていかなければならないと考えます。

(財源確保と整備手法)

財源確保の手法としては、市の税収のみに頼るのではなく、ふるさと納税やクラウドファンディング、企業協賛、寄附金等を積み立てるといったことを視野に入れるとともに、市単独で取り組むのではなく、京都府や近隣自治体との協力により整備するなどの検討を進めていただきたいと思います。

(立地条件と既存公共施設の有効活用)

整備場所については、京都府立京都スタジアムが完成し、新たな住宅地の整備や商業施設の開業などで発展を続けているJR亀岡駅北側との均衡を図るべく、JR亀岡駅南側において整備することや、新設にこだわらず、ガレリアかめおかや閉校予定の学校施設を改修するべきとの意見もありました。また、施設の整備にあたっては既存公共施設を有効活用することや、文化資料館と文化ホールの機能を備えた複合施設として整備するなど、幅広い選択肢が考えられます。

(市民のコンセンサス)

しかしながら、これまでの情報発信がうまく機能していなかったこともあり、前述したように新たな文化施設を整備することに対して、現段階では幅広い市民の要望やコンセンサスがあまり得られていないと思われます。

そのため、行政のみならず文化施設の整備を求める団体や個人が、現状を様々な媒体を通じて広く情報を発信するとともに、率先して資金調達に尽力するなど、新しい施設整備への理解が幅広い層に広がるように努めていただくことも必要であると考えます。また、行政の施設以外にも市内の寺院などを利用し、複数個所でイベントを開催するなどといった、視点の転換による工夫についても

検討の余地があると考えられます。

(今後の取組方向)

このように、多くの人に受け入れられる文化施設を整備していくためには、何が市民にとって一番良い方法であるかを探っていく必要があります。長期的な取組となることも考えられるため、行政と市民がイメージを共有しながら進められるよう、市民とともに議論を深めて、ロードマップを作成・公表していただきたいと考えます。

また、亀岡市は、各地域の伝統芸能や歴史的建造物、資料などの豊かな文化的資源に恵まれていることから、まち全体をひとつの大きな博物館や美術館ととらえる「フィールド・ミュージアム」化を推進されるなどにより、日々の活動の場を確保しながら世代間交流による文化の継承を活発に行うなかで、次世代を担う豊かな心を持った子どもたちが育っていくための施設が整備されることを望みます。

【提言までの経過】

	日 時	内 容
第1回懇話会	令和3年5月25日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ●委嘱状交付 ●座長の選出・副座長の指名 ●現状説明 (1)懇話会について (2)亀岡市文化資料館について (3)文化ホールについて (4)亀岡市公共施設等総合管理計画について (5)亀岡市の財政状況について
第2回懇話会	令和3年8月27日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回懇話会の確認・質問等への回答 ●LINEアンケートの結果について ●意見交換
第3回懇話会	令和3年10月6日 9:30～11:45	<ul style="list-style-type: none"> ●これまでの懇話会での委員意見のふりかえり ●提言書作成に向けた意見交換
第4回懇話会	令和3年11月30日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ●提言書（案）について
市長への提言	令和3年12月6日	<ul style="list-style-type: none"> ●座長から市長へ提言書を提出

【設置要綱】

亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱

令和3年4月1日
告示第 59 号

(設置)

第1条 亀岡市内における文化施設のあり方と今後の方向性について、幅広い観点から意見交換を行うことを目的として、亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 文化施設の機能、規模及び立地等に関すること。
- (2) 文化施設の課題及びその対策に関すること。
- (3) その他文化施設のあり方に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市民の代表
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、懇話会の解散の日までとする。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の中から互選によって定める。

3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(解散)

第6条 懇話会は、市長が所期の目的を達成したと認める場合に解散する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、政策企画部企画調整課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【委員名簿】

No.	氏名	選出団体等	備考
1	今里 佳奈子	龍谷大学 政策学部 学部長	座長
2	大野 照文	高田短期大学 特任教授	
3	大矢 寛恵	市民公募	
4	小川 顕正	京都先端科学大学 経済経営学部 准教授	
5	加藤 美智恵	亀岡市文化資料館友の会 顧問	
6	川勝 啓史	亀岡商工会議所 会頭	副座長
7	河原林 茂美	亀岡市吹奏楽団 団長	
8	栗山 初美	亀岡市文化交流協会 会長	
9	野原 通夫	亀岡祭山鉾連合会 会長	
10	藤本 邦雄	市民公募	
11	松井 利夫	京都芸術大学 芸術学部 教授	
12	山本 隆志	亀岡市自治会連合会 副会長	

資料 1

亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会 小委員会(文化ホール)経過及び今後のスケジュール

		実施事項	内容
R3 5月	上旬		
	下旬	第1回懇話会開催(5/25)	委嘱、現状報告
6月	上旬		
	下旬		
7月	上旬	LINEアンケート(文化資料館編)	
	下旬	LINEアンケート(文化ホール編)	
8月	上旬	LINEアンケート(文化施設編)	
	下旬	第2回懇話会開催(8/27)	LINEアンケート結果、意見交換等
9月	上旬		
	下旬		
10月	上旬	第3回懇話会開催(10/6)	提言書作成に向けた意見交換
	下旬		
11月	上旬		
	下旬	第4回懇話会開催(11/30)	提言内容の確認
12月	上旬	提言書修正・市長への提出	
	下旬		
R4 1月	上旬		
	下旬		
2月	上旬		
	下旬	円卓会議(2/27)	一般参加30人
3月	上旬		
	下旬		
4月	上旬		
	下旬		
5月	上旬		
	下旬	ユース・ミーティング(5/29)	市長、座長、高校生等5人
6月	上旬		
	下旬		
7月	上旬		
	下旬	第1回小委員会(文化ホール)(7/28)	機能、規模等について意見交換
8月	上旬	第1回小委員会(文化資料館)(8/2)	機能、規模等について意見交換
	下旬		
9月	上旬		
	下旬	第2回小委員会(文化ホール/文化資料館)	// 及びまとめ
10月	上旬		
	下旬	懇話会(全員)	
11月	上旬		
	下旬		
12月	上旬		
	下旬		

資料2

文化ホールの機能、規模、立地等について 意見交換

文化施設の今後の取組方向(文化施設に係る提言書より抜粋)

亀岡市は、各地域の伝統芸能や歴史的建造物、資料などの豊かな文化的資源に恵まれていることから、まち全体をひとつの大きな博物館や美術館ととらえる「フィールド・ミュージアム」化を推進されるなどにより、日々の活動の場を確保しながら世代間交流による文化の継承を活発に行うなかで、次世代を担う豊かな心を持った子どもたちが育っていくための施設が整備されることを望みます。

考える視点① 現在の亀岡市の文化施設（ギャラリーかめおか）でできないことは？

資料3 亀岡市文化施設の利用状況

考える視点② 近隣の文化施設の状況は？／設立年や規模による利用料は？

資料4 京都府内の主な公共ホール

考える視点③ 文化施設の先進事例

考える視点④ 提言書

「次世代を担う豊かな心を持った子どもたちが育っていくための施設」とは？

文化ホール小委員会における具体的検討事項

(1) 文化ホール等の機能について

音楽ホール 演劇ホール 複合ホール

文化ホール以外の付帯機能（ ）

(2) 文化ホールの規模について

(3) 文化ホールの立地について

亀岡駅周辺（新たに整備）

ギャラリーかめおかや閉校予定の施設（新たに整備／改修）

その他

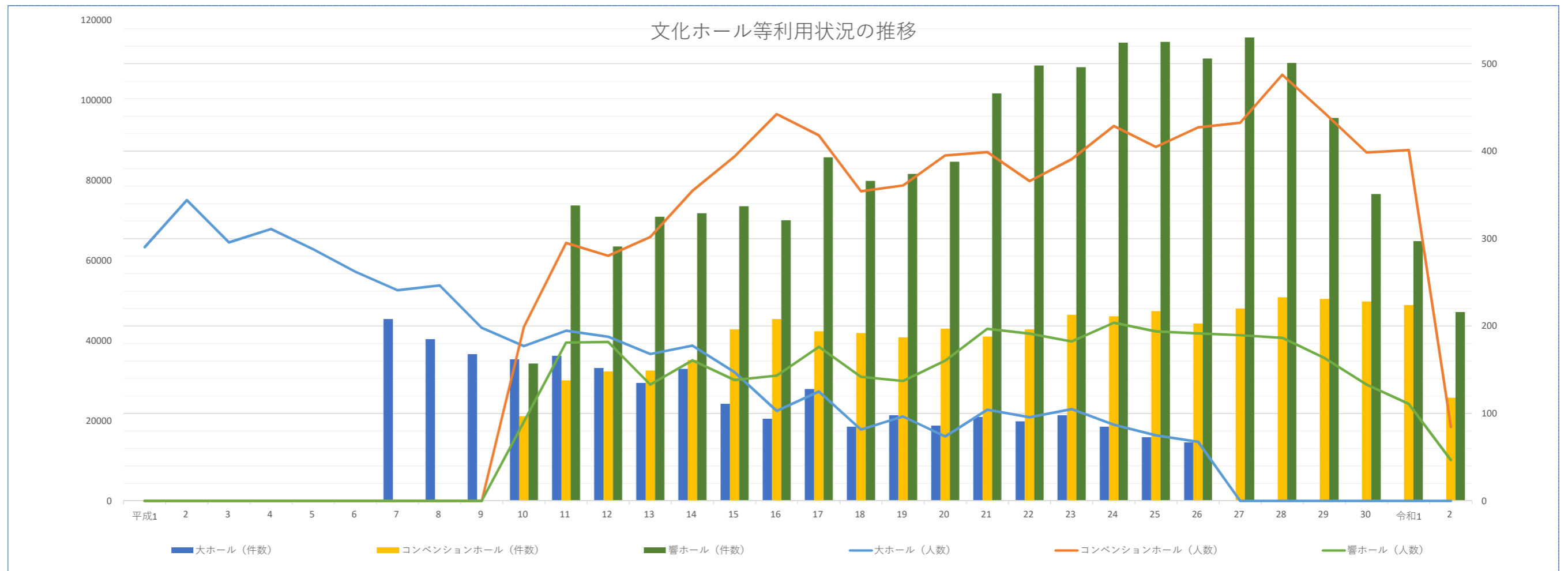
亀岡市文化施設の利用状況

(単位：人)

ガレリアかめおか利用開始
↓

亀岡会館 休館
↓

年度 区分		平成1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和1	2
亀岡会館	大ホール (件数)							208	185	168	162	166	152	135	151	111	94	128	85	98	86	96	91	98	85	73	67	-	-	-	-	-	-
	大ホール (人数)	63320	75053	64505	67840	62803	57178	52,548	53,760	43,189	38,625	42,472	40,972	36,637	38,764	32,116	22,459	27,295	17,777	21,071	16,080	22,782	20,847	22,908	19,017	16,349	14,772	-	-	-	-	-	-
ガレリア	コンベンションホール (件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97	138	148	149	161	196	208	194	192	187	197	188	196	213	211	217	203	220	233	231	228	224	118
	コンベンションホール (人数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43,367	64,346	61,148	65,853	77,388	85,951	96,513	91,182	77,257	78,710	86,199	87,017	79,811	85,262	93,555	88,344	93,198	94,359	106,344	96,795	86,940	87,556	18,436
	響ホール (件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	157	338	291	325	329	337	321	393	366	374	388	466	498	496	524	525	506	530	501	438	351	297	216
	響ホール (人数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,690	39,505	39,666	29,006	35,059	30,182	31,270	38,460	30,936	29,938	35,001	42,942	41,747	39,790	44,456	42,296	41,807	41,362	40,687	35,657	29,031	24,210	10,191



京都府内の主な公共ホール

市町村名	ホール名	設置年/月	席数	基本料金(土日祝)※商業利用ではないもの			
				(午前)9時～12時	(午後)13時～17時	(夜間)18時～22時	(全日)9時～22時
亀岡市	・ガレリアかめおか コンベンションホール	H10/9	800席	¥19,800	¥26,400	¥26,400	¥85,800
	・響ホール		120席	¥8,160	¥10,880	¥10,880	¥35,360
	・旧亀岡会館	S45/11	776席	¥7,000	¥12,000	¥16,000	¥30,000
京丹後市	・京都府丹後文化会館 固定式	S54/12	760席	¥29,000	¥41,000	¥50,000	¥108,000
	・久美浜地域公民館	S7	520席				料金不明
伊根町	無し		-	-	-	-	-
宮津市	・みやづ歴史の館 (宮津会館)	S43/2	286席	¥10,050	¥10,050	¥13,820	¥27,650
与謝野町	無し		-	-	-	-	-
福知山市	・福知山市民ホール 固定席 (ハピネスふくちやま)	S47/3	369席	¥5,900	¥8,800	¥11,700	¥23,400
	・福知山市厚生会館 可動式 (新文化ホール建設予定)	S37/11	1,002席	¥6,500	¥7,300	¥11,000	¥23,400
舞鶴市	・舞鶴市総合文化会館 大ホール	S58/11	1,410席	¥35,100	¥46,800	¥56,100	¥138,000
	〃 小ホール		350席	¥5,250	¥7,000	¥8,400	¥20,650
綾部市	・京都府中丹文化会館 固定席	S58/3	886席	¥29,000	¥41,000	¥50,000	¥108,000
京丹波町	無し		-	-	-	-	-
南丹市	・アスエルそのべ	S54/3 ↓ リニューアル・オープン R3.5	410席	¥14,850	¥19,800	¥21,780	¥56,430※

京都府内の主な公共ホール

市町村名	ホール名	設置年/月	席数	基本料金(土日祝)※商業利用ではないもの			
				(午前)9時～12時	(午後)13時～17時	(夜間)18時～22時	(全日)9時～22時
京都市	・京都コンサートホール 大ホール	H7/10	1,839席	¥215,600	¥301,710	¥430,570	¥947,880※
	〃 小ホール(ムラタ)		514席	¥52,170	¥72,920	¥103,710	¥228,800※
	・ロームシアター京都 メインホール	S35/4	2,048席	¥135,700	¥246,400	¥311,700	¥603,400
	〃 サウスホール	リユール・ オブ H28/1	716席	¥66,000	¥118,800	¥150,200	¥292,200
	〃 ノースホール		200席	¥24,000	¥30,300	¥36,600	¥82,000
京都市	・京都市右京ふれあい文化会館	H13/9	452席	¥28,920	¥37,710	¥43,370	¥110,000※
	・京都市西文化会館ウエスティ	H5/8	448席	¥28,920	¥37,710	¥43,370	¥110,000※
向日市	建設予定(永守重信市民会館)		-	-	-	-	-
長岡京市	・京都府長岡京記念文化会館	S63/5	1,000席	¥30,360	¥46,200	¥55,440	¥118,800
大山崎町	無し		-	-	-	-	-
八幡市	・八幡市文化センター 大ホール	S58/11	1,220席	¥36,500	¥60,700	¥62,800	¥144,000
	〃 小ホール		400席	¥16,700	¥26,100	¥27,100	¥62,910
久御山町	・久御山町中央公民館	S50/10	690席	¥5,400	¥7,200	¥7,200	¥19,800
宇治市	・宇治市文化会館 大ホール	S59/10	1,308席	¥39,600	¥60,500	¥70,400	¥144,100
	〃 小ホール		394席	¥22,000	¥30,800	¥34,100	¥68,200
京田辺市	京田辺市立中央公民館 大ホール	H49/7	450席	¥2,500	¥3,150	¥3,750	¥9,400
城陽市	・文化パルク城陽 プラムホール	H7/11	1,305席	¥42,600	¥71,000	¥85,200	¥198,800※
	〃 ふれあいホール		400席	¥13,200	¥22,000	¥26,400	¥61,600※

京都府内の主な公共ホール

市町村名	ホール名	設置年/月	席数	基本料金(土日祝)※商業利用ではないもの			
				(午前)9時-12時	(午後)13時-17時	(夜間)18時-22時	(全日)9時-22時
井手町	無し		-	-	-	-	
宇治田原町	無し		-	-	-	-	
精華町	・京都府立けいはんなホール メインホール	H5/4	1,000席	¥127,310	¥178,240	¥152,770	¥407,400
	〃 イベントホール		330席	¥101,850	¥135,800	¥122,220	¥325,920
木津川市	・木津川市山城総合文化センター	H9/2	475席	¥12,000	¥16,000	¥16,000	¥44,000※
	・木津川市加茂文化センター	H5/5	500席	¥12,000	¥16,000	¥16,000	¥44,000※
和束町	無し		-	-	-	-	
笠置町	無し		-	-	-	-	
南山城村	無し		-	-	-	-	

文化施設のあり方を考える懇話会(小委員会、文化資料館)について

○開催日:令和4年8月2日(火)

○委員4名、アドバイザー3名

○文化資料館についての概要説明

○新資料館の機能・規模・立地などについて意見交換

○委員による主な意見

- ・新施設は、登録博物館、公開承認施設として認定をめざすべき
- ・新資料館構想で提案された内容に、資料のデジタル化をプラスすること
 - ※現在取り組んでいる「デジタル文化資料館(仮称)」も取り入れる
- ・亀岡市文化資料館ではなく、受け入れてもらいやすい名前(愛称)は、多くの人に利用される資料館となるために有効
- ・明智光秀や円山応挙など亀岡にゆかりのある人物に特化した施設づくりも考えられる
 - ※この資料館に来れば、この人物については、すべて分かる
- ・新施設に亀岡最大のお祭りである亀岡祭の山鉾本体を展示してはどうか
- ・大型バスが入れるスペースが必要である
 - ※学校教育との連携の観点からと、あわせて市内外から観光の団体客を受け入れることができる
- ・建物の外観に特徴を出しておもわず入りたくなるような施設としてはどうか
- ・文化財を守る観点から、浸水しない場所に建設することが大事
- ・市民に見せられる収蔵庫があると、文化財の保存のあり方が理解されやすい
- ・温かみのある木造建築はどうか

次回開催日(予定) 9月15日(木)14:00開会 文化資料館 3F 研修室

日時：令和4年8月2日（火）
午後2時～4時
会場：文化資料館（3階研修室）

亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会
第1回小委員会（資料館） 次第

- 1, 開会
- 2, あいさつ
- 3, 委員紹介
- 4, 委員長選出
- 5, 意見交換
 - (1) 小委員会（資料館）について【資料1】
 - (2) 文化資料館を取り巻く現状について【資料3】【資料4】【資料5】【資料6】
 - (3) 新資料館の機能・規模・立地などについて意見交換【資料2】
- 6, その他
- 7, 閉会

- 【資料1】これまでの経過及び今後のスケジュール（A4/1枚）
【資料2】新資料館について意見交換（A4/1枚）
【資料3】亀岡市文化資料館について（A4/5ページ）
【資料4】第5次亀岡市総合計画（関係ページ）（A3/1枚）
【資料5】亀岡市文化財保存活用地域計画（関係ページ）（A4/1枚）
【資料6】「亀岡市デジタル文化資料館（仮称）」構築事業について（A4/2枚）
【資料7】『亀岡市新資料館構想』（冊子）
【資料8】「提言書」

新資料館の機能・規模・立地などについて意見交換

(1) 平成 28 年 3 月に策定された「亀岡市新資料館構想」について

(2) 新資料館の機能について

○登録博物館・公開承認施設を目指すならば・・・

○学校教育との連携のためには・・・

○収蔵資料のデジタル化について

(3) 新資料館の仕様・規模・立地等について

○災害対策・傾斜地・鉄筋コンクリート造・木造・・・

○大型バスへの対策はどう考えるか？

○展示室・収蔵庫・仮保管の場所・図書室・閲覧室・いろんな体験ができる場所・講演会の部屋・飲食できる休憩スペース・自由に使えるシンプルな空間・子どもたちのスペース・・・・・・・・

○ユースミーティングの高校生の意見：「もっと明るくカラフルな資料館」「何度でも行きたくなる、変わり続ける資料館」・・・どうやったら取り込めるのか？

(4) 新資料館の実現において、今後必要なこと

○そもそも、亀岡市に必要な資料館は、どのような資料館なのか？

○今年度に作ることが決まった場合、来年度以降の進行イメージはどうか？

亀岡市文化資料館について

施設の概要

(1) 所在地

亀岡市古世町中内坪 1 番地

(2) 建物概要

鉄筋コンクリート造 3 階建 (延床面積 1,382.98 m²)

1 階：展示室 (2 部屋)、ロビー、図書室、荷解室、事務室

2 階：収蔵庫、考古資料室

3 階：資料室、研修室

(3) 建築年

昭和 60 年改修 (改修後 35 年経過)

☆当館の建物は、亀岡市立女子技芸専門学校のとして、昭和 49 年に建築された校舎を、展示施設へと改築して、昭和 60 年 11 月に開館した。

☆開館前の昭和 59 年度に 3 回にわたって、教育長、文化財保護委員、社会教育委員、小中学校長等約 20 名による「仮称亀岡市立文化資料館」構想とりまとめに関する懇談会が開催された。懇談会では、資料館は市民のための「社会教育の場」であるとして、「憩いとふれあいの場」「文化財保護・保存及びその啓蒙教育の拠点」として位置づけられた。

(4) 当館の役割と機能

①設置目的

亀岡市文化資料館は、歴史資料、民俗資料、考古資料等の保存及び活用を図り、もって文化財の保護及び文化の発展に寄与するための施設。

②当館が担う事業

亀岡市文化資料館条例第 2 条に規定される、次の事業を担う。

- ・資料の収集、整理及び保存に関すること。
- ・資料の調査及び研究に関すること。
- ・資料の展示及び利用に関すること。
- ・その他、資料等の保存及び活用に関し亀岡市教育委員会が必要と認めること。

③関連法令等

- ・博物館法第 2 条第 1 項に基づく登録博物館、若しくは同法第 29 条に基づく博物館相当施設と同じ業務をおこなう博物館類似施設である。
- ・文化財の保存や活用、展示、他館との資料貸借、改修など、文化財を扱うための業務は、文化財保護法に基づいて進める必要がある。
- ・亀岡市地域防災計画により、一時避難施設・避難場所に指定されている。

(5) 沿革

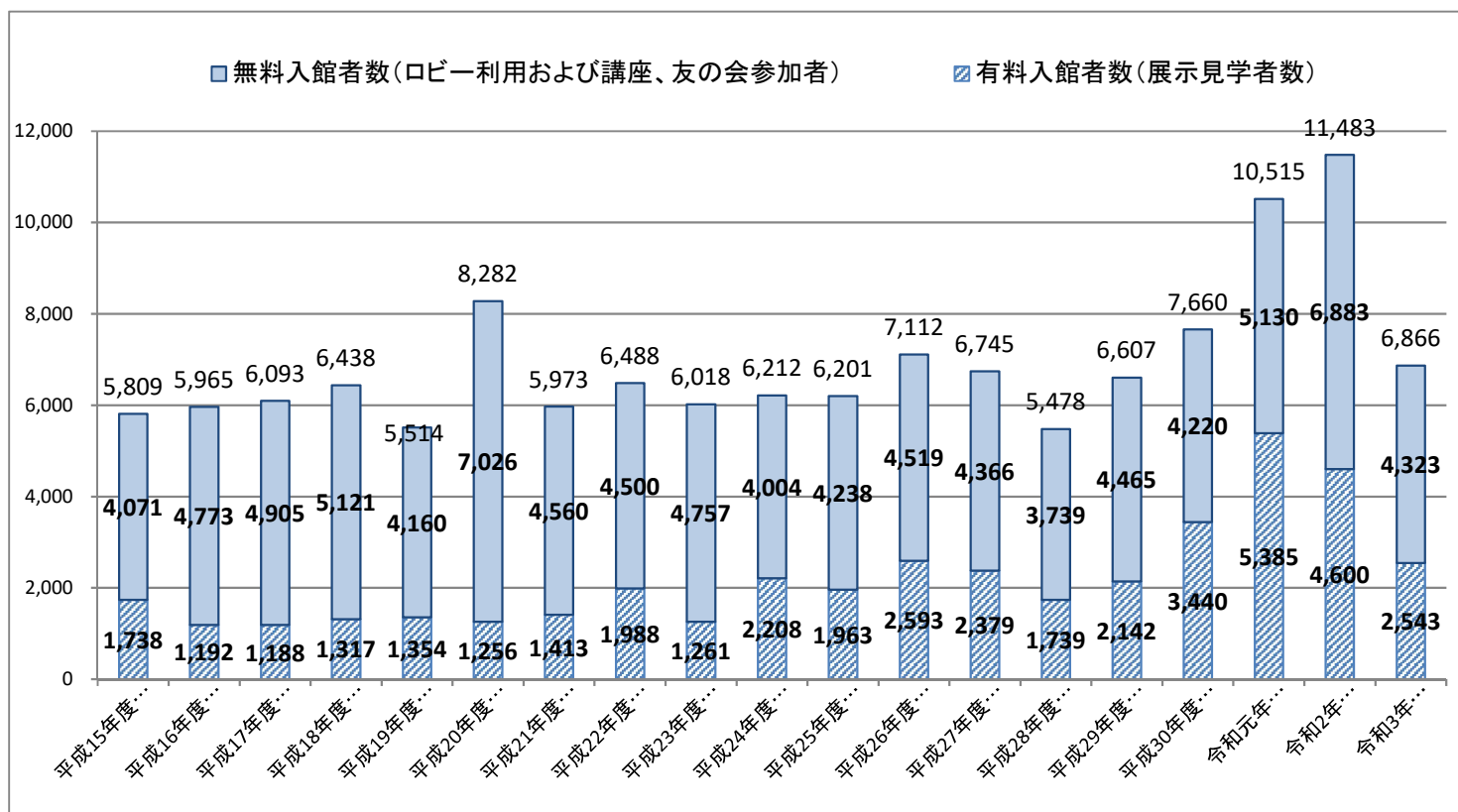
- 昭和 60 年 11 月 亀岡市文化資料館開館
- 平成元年 7 月 亀岡市文化資料館友の会発足
- 平成 9 年 プレハブ施設を新設し、収蔵庫として利用
- 平成 12 年 旧千歳小学校校舎を収蔵庫として利用
- 平成 17 年 新修亀岡市史編さん事業終了後、編さん事業中に収集整理した図書、写真、資料などを文化資料館に移管
- 平成 26 年 7 月 亀岡市新資料館構想策定委員会を設置
- 平成 28 年 3 月 新資料館構想を策定
- 平成 28 年度 亀岡市文化資料館協議会を設置
- 令和 3 年度 亀岡市の文化施設のあり方を考える懇話会を開催

施設の利用状況

(1) 利用状況

(単位：年度、人)

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
有料入館者数	2,593	2,379	1,739	2,142	3,440	5,385	4,600	2,543
無料入館者数	4,519	4,366	3,739	4,465	4,220	5,130	6,883	4,323
入館者合計	7,112	6,745	5,478	6,607	7,660	10,515	11,483	6,866



(2) 資料等対応状況

(単位：年度、件)

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
寄贈受入件数	21	25	28	22	19	28	27	12
寄託受入件数	0	2	0	1	4	1	1	0
館内資料利用申請数	38	40	40	34	34	44	36	27
出版物掲載申請数	29	44	33	31	28	80	39	28
講師派遣件数	67	58	61	66	48	35	22	25
レファレンス対応件数	97	110	120	116	157	180	149	141

(3) 展示会開催状況

- ・ 亀岡の歴史と文化を紹介する常設展のほか、毎年、亀岡ゆかりのテーマを設定して企画展と特別展を開催し、これまでに企画展は 70 回、特別展は 36 回を数える。展示会開催に関連して、展示図録（解説冊子）を 94 冊、刊行してきた。

建物の現状

(1) 建物の現状

- ・ 校舎を改築したものであるため、他の博物館に比べて、展示室の天井高が低いことや、エレベーターがないため、2階にある収蔵庫へ資料を運搬する際にも、台車などが使えず、人力で階段を担いで上がる必要があるなど、現状のままでは、博物館機能に制約がある。
- ・ 講演会等の会場は、3階の研修室を利用しているが、3階までも階段で上がるしか方法がなく、バリアフリーになっていない。
- ・ 建物としては、昭和 49 年の建築後、47 年が経過（改築後 36 年が経過）しており、老朽化が激しく、毎年、さまざまに修繕を重ねている。
- ・ 収蔵スペースの確保が喫緊の課題。
- ・ 駐車場スペースに限りがあり、大型バスの進入も難しいため、団体見学の際や、講演会などで一度にたくさんの来館者が予想される場合に、調整が必要。
- ・ 学校からの来館に際しては、一度に大人数が待機できる場所がないため、1クラス単位での対応となっている。

新資料館構想の策定

(1) 策定まで

- ・平成23年1月に第4次亀岡市総合計画で「新資料館構想の策定」と明記されたことを受けて、構想策定委員会の設置までに、毎年、広く市民とともに資料館について考えるために、様々な講座、ワークショップを開催し、どのような資料館が必要とされているのか、参加者の意見を集めた。
 - 平成22年度：「資料館の将来を考えるためのランニングシンポジウム」(全3回)
 - 平成23年度：「夢資料館フォーラム」(全2回)
 - 平成24年度：連続文化財講座「みんなでつくろう私の資料館」(全4回)
 - 平成25年度：連続文化財講座「子どもと楽しむ資料館」(全2回)
 - 平成27年度：連続講座「資料館の“資料”のはなし」(全6回)
- ・文化資料館友の会においても、新資料館について様々に考え、検討の機会を重ねて、平成26年5月に『提言書～新資料館構想の策定に向けて～』を作成されました。

(2) 新資料館構想策定委員会（平成26年度～平成27年度）

- ・第4次亀岡市総合計画に掲げる新資料館構想の策定にあたり、地域にとって望ましい新資料館の実現に向けて、幅広く意見を集約し検討するため、14名の委員による亀岡市新資料館構想策定委員会を設置。
- ・平成26年度～平成27年度の2年間で、10回の委員会と3回の先進地視察を実施。平成28年1月には、構想案についてのパブリックコメントを実施した。
- ・平成28年3月に、亀岡市新資料館構想を策定した。

亀岡市文化資料館協議会

(1) 目的

- ・亀岡市新資料館構想に基づいて、亀岡市文化資料館の適切な運営及び新資料館の実現に向けて、幅広い角度から検討を行うため、亀岡市文化資料館協議会を設置（委員8名）。

(2) 経過

- ・平成28年から、令和元年度までに、6回の会議を開催。協議会の設置目的にそって、現資料館の運営に対する意見とともに、新しい資料館の実現に向けて具体的に検討を進めようとするも、新資料館の場所や規模、時期がすべて未定の状態では、検討材料に具体性に欠けることから、なかなか進展がないのが実情。
- ・令和3年度については、まずは、「あり方懇」で方向性を決めるので、との亀岡市全体としての判断から、資料館協議会の開催は保留となった。

近隣の市における博物館の状況

- ・次ページ参照

近隣博物館施設の例（亀岡市と人口規模が同程度の市）

自治体名		人口	博物館	床面積	開館年	備考
京都府	城陽市	73,695人	城陽市歴史民俗資料館	1,086㎡	1995年	図書館や文化ホール等複合施設
	福知山市	76,584人	福知山市郷土資料館（福知山城天守閣）	1,063㎡	1986年	
	舞鶴市	78,730人	舞鶴市郷土資料館	1,481㎡	1975年	2016年再オープン
舞鶴引揚記念館			1,349.3㎡	1988年	2018年リニューアルオープン	
大阪府	池田市	103,704人	池田市歴史民俗資料館	552㎡	1980年	
	泉佐野市	99,316人	泉佐野市立歴史館いずみさの	1,550.31㎡	1996年	
	藤井寺市	64,029人	アイセルシュラホール(生涯学習センター)2F	4,759㎡(全体)	1994年	
滋賀県	近江八幡市	82,322人	近江八幡市立郷土資料館	479㎡	1974年	
			歴史民俗資料館	298㎡	1979年	
	栗東市	70,166人	栗東歴史民俗博物館	2,935㎡	1990年	
兵庫県	たつの市	75,166人	たつの市立龍野歴史文化資料館		1989年	
	豊岡市	79,446人	豊岡市立歴史博物館	1,451.9㎡	2005年	

【参考】人口規模は亀岡市より小さいが近隣施設の例

自治体名		人口	博物館	床面積	開館年	備考
京都府	京丹後市	53,303人	京丹後市立丹後古代の里資料館	816㎡	1994年	
			京丹後市立郷土資料館	969㎡	2018年	リニューアル移転
	綾部市	31,385人	綾部市資料館	693㎡	1992年	
	向日市	57,371人	向日市文化資料館	1,049㎡	1984年	
兵庫県	南丹市	30,870人	南丹市立文化博物館	3,450.087㎡	1998年	面積は、図書館分も含む
	赤穂市	46,445人	赤穂市立歴史博物館	2,044㎡	1989年	
	丹波篠山市	40,677人	丹波篠山市立歴史美術館		1982年	
奈良県	五條市	29,188人	市立五條文化博物館	2,021.4㎡	1995年	
三重県	亀山市	49,554人	亀山市歴史博物館	1,730.95㎡	1994年	

自治体名		人口	博物館	床面積	開館年	備考
京都府	亀岡市	87,334人	亀岡市文化資料館	1382.98㎡	1985年	校舎を改修

育親中学校ブロックの 新たな学校づくりについて

令和6年4月の義務教育学校開校に向けて

I 最終校名候補

- ◆ 「亀岡市立育親学園」を最終校名候補として選定
- ◆ 校名及び義務教育学校の設置は9月議会に提案し議決をもって決定する。

【公募概要】

- ①募集期間 令和4年6月25日～7月20日
- ②応募総数 224点
- ③選定基準
 - ・住民の理想や願いを大切にしたもの
 - ・住民がわかりやすく、親しみやすいもの
 - ・地域の特色を表したもの
 - ・新たな義務教育学校として開校していく想いを込めたもの

応募校名への児童生徒の思い

◆児童生徒の新たな学校への思い・期待・イメージは次のとおり。

- 「育親」という名称に込められた想いを繋いでいきたい
- 「4校が1つになる」ことへの期待感
- 「みんなが一緒に学ぶ」ことへの高揚感（ワクワク感）
- 「自然」に囲まれた学校
- 「育親中学校」の場所にできる学校
- 「みんなが仲良く、元気に、幸せに」過ごせる学校
- 「青空」のように元気であってもらえる学校

応募校名候補から感じられたこと

◆児童生徒は「育親」で「4校が1つとなる」や「みんなで一緒に学ぶ」というイメージを抱いており、最初から「育親中の場所」に通学するイメージを思い描いているのではないかと。

◆児童生徒の高揚感が高まり、

小学生が中学校に通学
(育親中校舎)

>

中学生が小学校に通学
(本梅小校舎と仮校舎)

ではないかと。

◆「現育親中の位置」にできる「育親学園」で卒業すること「育親」に対する同じ想いを引き継いでいきたい。

Ⅱ 新たな義務教育学校の開校案 (結論)

- ◆施設一体型義務教育学校
- ◆令和6年4月開校、新校舎完成後に移動して学習を継続し発展させること
- ◆令和6年4月から新校舎完成までの間は現育親中校舎を使用する
- ◆児童生徒にとってより良い教育環境の継続性を重視
- ◆義務教育学校のメリットは最大限に活かすこと

デメリットの対策

- ①新校舎工事に係る児童生徒の安全確保（敷地内工事、工事車両など）
- ②義務教育学校化へ向けた育親中改修時の学習面への影響
- ③新校舎工事に係る騒音などの学習面への影響
- ④通学する際に使用する駐輪場側の階段の安全性の対策

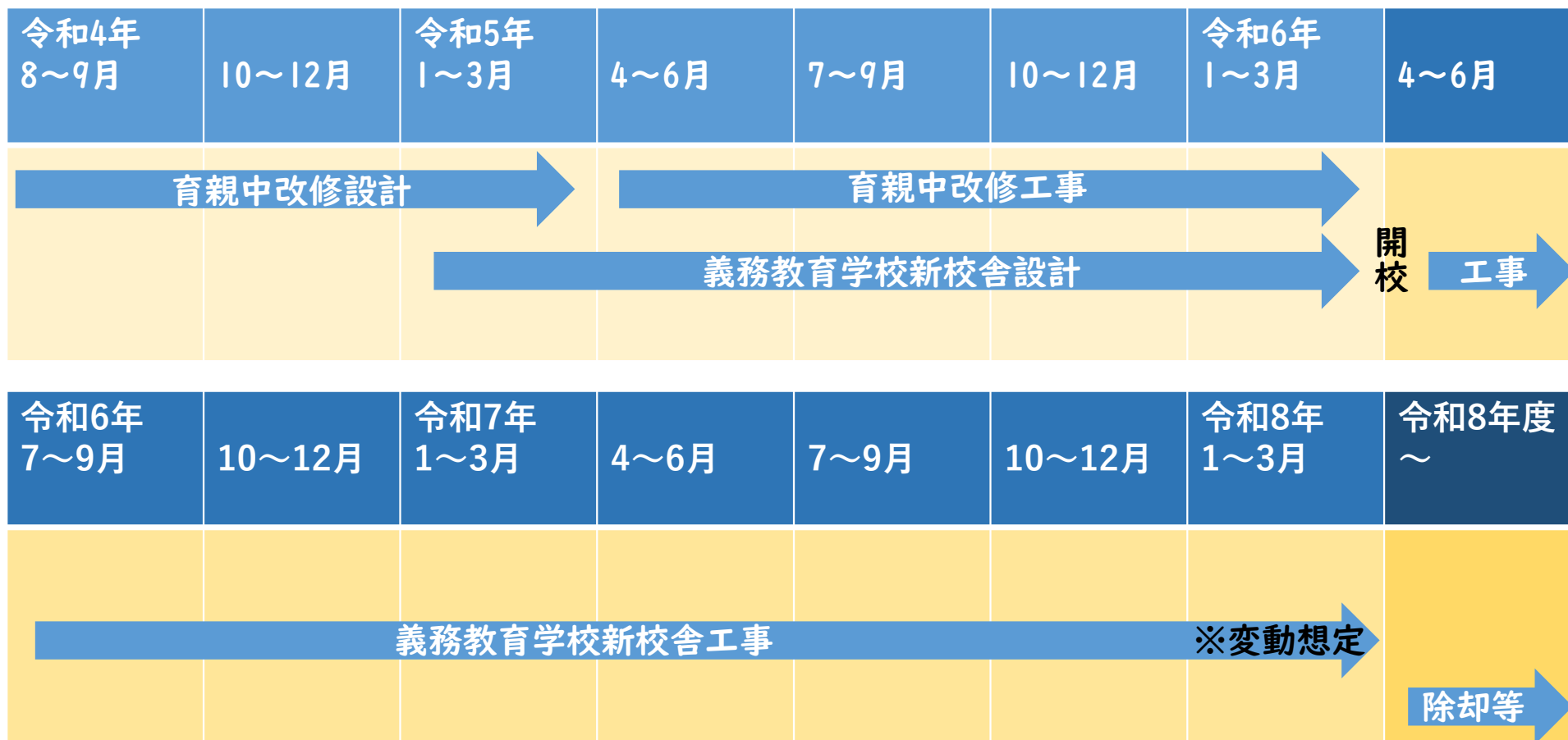
メリット

- ①敷地面積が広く学習環境への影響が少なく、後期課程にとっても変化が小さい。
- ②児童生徒のイメージに沿った義務教育学校の開校を迎えることができる。
- ③新校舎工事を間近で見ながら学校生活を送ることで「育親学園」への愛着、期待感が強まり貴重な学習機会にもなる。
- ④通学方法の変更が1回のみとなり児童生徒及び保護者の負担軽減となる。

令和6年度・7年度において義務教育学校で児童生徒が学ぶ校舎案

- ①現育親中校舎を利用し令和6年4月に義務教育学校を開校する。
- ②新校舎は現育親中グラウンドに建設する。
- ③新校舎が完成次第、新校舎へ移動し学習を継続・発展させる。
- ④新校舎へ移動後に現育親中校舎を除却しグラウンド等を整備する。

施設整備スケジュール案



亀岡市デジタル文化資料館(仮称)構築業務の進捗状況について

1 事業名及びスケジュール

① 亀岡市デジタル文化資料館(仮称)構築業務(ソフト事業)

8月23日(火) 企画提案書の提出期限

8月26日(金) プレゼンテーション(選定委員会)

8月下旬 選定結果の通知・公表

9月下旬 契約締結および業務委託開始

② 亀岡市文化財収蔵庫整備業務(ハード事業)

※再度仕様書を変更し、プロポーザルすることとします。

↓ 予定

8月22日(月) プロポーザル実施の公表(公告)

8月29日(月) 参加申込書の提出期限

9月16日(金) 企画提案書の提出期限

9月下旬 プレゼンテーション(選定委員会)

10月上旬 選定結果の通知・公表

10月中旬 契約締結および業務委託開始

2 ハード事業にかかる業務変更内容

建築面積:約500㎡~600㎡ → 300㎡以上に変更

梁下有効5m前後 → 5m以下

最高高さ7.6m前後 → 7.6m以下

耐熱・耐震構造 → 準耐火・耐震構造

収蔵棚の設置 → 設置なし